

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 3 年 9 月 21 日 (火曜日)

定期 第 242 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三、七四円 (消費税及び地方消費税込み)

発行  
横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一  
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

印刷  
横 浜 市 鶴 見 区 矢 向 三 一 一 五 一 二 七  
野 崎 印 刷 紙 器 株 式 会 社  
電 話 横 浜 (〇 四 五) 五 七 一 一 三 五 〇 八

目次	ページ	○告示
<b>○規則</b>		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定 (環境農政・資源循環推進課) 523
事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (政策・市町村課)	523	養鶏振興法によるふ化業者の登録 (環境農政・畜産課) 523
租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則 (県土整備・都市整備課)	523	<b>○公告</b>
		林業種苗生産事業者講習会の開催 (環境農政・森林再生課) 524

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

**規 則**

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 21 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第75号

**事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年神奈川県規則第39号) の一部を次のように改正する。

別表18の項中「18」を「27」に改め、同項中(9)を(13)とし、(2)から(8)までを4ずつ繰り下げ、(1)を(5)とし、その前に次のように加える。

(1) 規則第44条の4の規定により、同条において定める石綿排出等作業管理計画等届出書を受理すること。

(2) 規則第44条の5第1項の規定により、同項において定める石綿排出等作業完了報告書を受理すること。

(3) 規則第44条の5第2項の規定により、同項各号に掲げる書類を受理すること。

(4) 規則第44条の6の規定により、同条において定める石綿飛散防止に係る応急措置等報告書を受理すること。

**附 則**

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

---

租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 9 月 21 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第76号

**租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則の一部を改正する規則**

租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定に関する規則 (昭和60年神奈川県規則第13号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「第12条の5第2項第1号に規定する」を「第12条の5第2項第1号イに掲げる」に改め、同号ア中「同条第2項第1号に規定する」を「同条第2項第1号イに掲げる」に改める。

第3条第2項第7号中「第12条の5第2項第1号に規定する」を「第12条の5第2項第1号イに掲げる」に改め、同号ア中「同条第2項第1号に規定する」を「同条第2項第1号イに掲げる」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**神奈川県告示第587号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

令和 3 年 9 月 21 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
産廃一020	茅ヶ崎市堤字諏訪谷4,010番1の一部、字神明谷4,084番の一部、4,085番の一部、4,276番1の一部、下寺尾字東方1,824番5の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第13条の2第3号ロ

この公報は再生紙を使用しています

## 神奈川県告示第588号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

令和3年9月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

登録番号	登録年月日	氏名(名称)	所在地	ふ 化 場	
				名称	所在地
3 神奈川第1号	令和3年9月6日	株式会社松本鶏園代表取締役松本弘文	横浜市栄区小菅ケ谷二丁目29番35号	株式会社松本鶏園九戸	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内25の21の1
				株式会社松本鶏園蔵王	宮城県刈田郡蔵王町円田字本宿前57
				株式会社松本鶏園茨城	茨城県東茨城郡茨城町木部1,936の1
				株式会社松本鶏園遠州	静岡県浜松市浜北区西美蘭980

## 公 告

林業種苗法第11条第1項の規定により、令和3年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和3年9月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 受講資格

神奈川県内に住所を有する者(法人にあつては、その主たる事務所を県内に有する者)で、林業種苗の生産事業を行おうとするもの

## 2 講習の内容

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

## 3 講習修了証明書

講習会の課程を修了した者に対し、生産事業者講習修了証明書を交付します。

## 4 講習の日時及び場所

- (1) 講習の日時  
令和3年12月2日(木)午前9時30分から午後5時まで
- (2) 講習の場所  
神奈川県自然環境保全センター  
厚木市七沢657 電話(046)248-0323

## 5 受講申込書請求先

次に掲げる県機関に請求してください。

- (1) 神奈川県環境農政局緑政部森林再生課林業振興グループ  
横浜市中区日本大通1  
電話(045)210-1111 内線4344
- (2) 神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課  
横浜市緑区三保町2,076  
電話(045)934-2371
- (3) 神奈川県横須賀三浦地域農政総合センター農政部地域農政

## 推進課

横須賀市日の出町2-9の19

電話(046)823-0210

- (4) 神奈川県県央地域農政総合センター森林部森林保全課  
厚木市水引2-3の1

電話(046)224-1111

- (5) 神奈川県湘南地域農政総合センター農政部森林課  
平塚市西八幡1-3の1

電話(0463)22-2711

- (6) 神奈川県県西地域農政総合センター森林部森林保全課  
足柄上郡開成町吉田島2,489の2

電話(0465)83-5111

## 6 受付期間及び受付場所

## (1) 受付期間

令和3年10月5日(火)から同年11月2日(火)までとし、受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとします。

## (2) 受付場所

神奈川県環境農政局緑政部森林再生課林業振興グループ  
横浜市中区日本大通1

電話(045)210-1111 内線4344

## 7 受講申込手続

受講申込書を受付場所に提出してください。

## 8 受講手数料

受講申込書に14,000円分の神奈川県収入証紙を貼って納付してください。神奈川県収入証紙には、消印をしないでください。

## 9 受講票の交付

受講票は、受講手数料の納入確認後速やかに申込者宛て送付します。

なお、令和3年11月25日(木)までに受講票が到着しない場合は、申込先の神奈川県環境農政局緑政部森林再生課林業振興グループに連絡してください。